

# 児童福祉・母子福祉



# 1. 児童福祉

児童福祉法で、児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有するとあり、また、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとされています。

近年、児童虐待が深刻な社会問題となり、身近な市町村において虐待の未然防止・早期発見を中心とした取り組みが求められています。また、育児不安等を背景に、身近な子育て相談ニーズも増えています。

本市では、家庭児童相談員や子ども家庭支援員、女性相談員、養育支援訪問員が連携を取りながら家庭児童相談・女性相談・養育相談に対応しています。相談援助活動の実施にあたっては、関係機関が連携し、児童に関する情報を共有し、各々の機関の持つ特色や機能を活用することにより効果的な対応が可能になることから、庁内外の関係機関等からなる要保護児童対策地域協議会を設置しています。

## (1) 家庭児童相談

家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等、児童福祉の向上を図るための相談指導援助を充実強化するため家庭児童相談室を設置し家庭児童相談員や子ども家庭支援員を配置しています。

家庭や地域等からの相談・通告に対応し、必要な調査・指導等を行い、より専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の援助・判定を求め、送致や指導の措置を採るなど、関係機関と連携を図りながら家庭児童相談業務を行います。

### ◆相談内容

性格、習慣など	神経質、友だち関係、食事、清潔の習慣、習癖のことなど
発育遅れ	知的発達の遅れ、ことばのおくれなど
学校生活	保育所、幼稚園、学校等子どもの集団生活における生活行動上のこと
非行	窃盗、家出、夜遊びなど
家族関係	親子、祖父母と子どもの関係に関することや虐待に関すること
環境福祉	子どもの養育についての経済的問題、養育にかかる問題など
心身障がい	心身の機能上の障がいのある子どもの家庭における養育に関すること
出産・育児	妊娠、出産、育児などについて
その他	家庭における子どもの養育やいろいろな心配ごとについて

○家庭児童相談室における相談種類別受付

(単位：人)

	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談	育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談				性格行動相談	不登校相談	適正相談	育児・しつけ相談		
平成30年度	32	48	0	4	6	2	6	1	10	48	157
令和元年度 (平成31年度)	52	70	0	4	4	3	4	1	7	24	169
令和2年度	45	55	4	3	2	12	11	0	9	64	205
令和3年度	53	62	11	13	2	13	12	0	6	76	248
令和4年度	34	79	11	10	3	10	11	0	1	62	221

## (2) 女性相談

女性に対する相談及び指導の効果的な推進を図るために女性相談員を配置しています。DV被害等の問題、女性が抱えるさまざまな悩み、DV被害者の児童への対応、子どもが同居する家庭における問題など家庭児童相談員と連携を図りながら対応します。

※ 相談件数（令和4年度）

実相談人数 74人、 延べ相談件数 99件

○女性相談種類別受付

(単位：件)

	人間関係													
	夫等				子ども			親族			家庭不和	その他の者 の暴力	男女問題	その他
	夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育問題	その他	親の暴力	その他の親族 の暴力	その他				
平成30年度	25	1	8	0	1	0	2	2	3	0	2	1	2	0
令和元年度 (H31年度)	18	2	24	0	2	0	1	5	3	3	3	1	2	2
令和2年度	29	0	19	17	2	0	2	3	1	5	1	1	2	3
令和3年度	32	2	12	4	1	0	1	8	5	2	0	2	4	2
令和4年度	42	0	7	3	2	0	1	7	4	4	1	0	2	0

住居問題	帰住先	経済関係				医療関係				不純異性交遊	売春強要	暴力団関係	5条違反	人身取引	合計
		生活困難	借金・サラ金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他						
0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49
2	0	3	1	0	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	77
0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88
3	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74

## (3) 養育支援相談

養育に対する相談及び支援の効果的な推進を図るために養育支援訪問員を配置しています。出産や育児に不安がある家庭に支援員が訪問し、家庭で適切な養育の実施が確保できるように家庭児童相談員、女性相談員と連携を図りながら対応しています。

○相談件数

年度	実相談人数（人）	延べ相談訪問件数（件）
平成30年度	61	175
令和元年度 (H31年度)	10	247
令和2年度	53	182
令和3年度	41	249
令和4年度	91	258

#### (4) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見及び適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し関係機関等と連携しています。協議会は、必要に応じて児童虐待や不登校その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。

※ 開催数(令和4年度)

・代表者会議 1回 ・実務者会議 3回 ・個別支援会議 20回

#### 構成機関

沖縄県中央児童相談所	南城市民生委員・児童委員連絡協議会
沖縄県南部福祉事務所	児童養護施設 島添の丘
沖縄県立総合精神保健福祉センター	南城市福祉部 こども相談課
沖縄県与那原警察署	南城市福祉部 社会福祉課
南城市社会福祉協議会	南城市福祉部 生きがい推進課
南城市立中学校校長会	南城市市民部 健康増進課
南城市立小学校校長会	南城市教育委員会 教育指導課
南城市法人立保育園園長会	

#### (5) 市町村スーパーバイズ事業

市町村が適切な支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有するスーパーバイザーを配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的助言・指導等を行います。

※ 開催数(令和4年度) 6回

#### (6) 沖縄子供の貧困緊急対策事業

##### ◆子どもの居場所運営費補助事業

沖縄の将来を担う子供達の深刻な貧困に関する状況に対応するため、子どもの居場所を提供し、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援を行うとともに、年に数回キャリア形成等の支援を行います。

南城市では「子どもの居場所」を運営している下記団体へ運営費を補助しています。

(令和4年度)

○南城市社会福祉協議会 ※P121 社会福祉協議会のページを参照。

佐敷地域：ほっとハウスひまわり

玉城地域：ほっとハウスがじゅまる

○一般社団法人エリスリナ

大里地域：BIG MAMA HOUSE

開所日：毎週火・木 16:00～20:30 土10:00～15:00

登録者数：8名(令和5年3月31日時点)

職員体制：4名

利用実績：開所日数 129日 延べ利用者数：644名

○一般社団法人みんなのいえ

知念地域：子どもの居場所 みんなのいえ

開所日：毎週月・水・金 16:00～20:00 土10:00～14:00

登録者数：6名(令和5年3月31日時点)

職員体制：9名

利用実績：開所日数 202日 延べ利用者数：731名

(令和5年度)

- 南城市社会福祉協議会 ※P121 社会福祉協議会のページを参照。  
佐敷地域：ほっとハウスひまわり（継続）  
玉城地域：ほっとハウスがじゅまる（継続）

- 特定非営利活動法人 三楽  
大里地域：大里コミュニティ広場  
開所日：毎週月・水・金及び土曜日（第2・第4）  
時間：15:00～19:00（※土曜日は13:00～19:00）  
職員体制：3名

- 株式会社 アンカー  
知念地域：あしびなー知念  
開所日：毎週月・水・金及び土曜日（第2・第4）  
時間：15:00～19:00（※土曜日は10:00～14:00）  
職員体制：5名

◆子供の貧困対策支援員配置事業

沖縄子供の貧困緊急対策事業による補助金を活用し、子供の貧困対策支援員を各中学校区に配置しています。

子供の貧困対策支援員は、地域に出向いて子供の貧困の状況を把握し、関係機関との情報共有や子どもを支援につなげるための調整を行います。

子供の貧困対策支援員の配置は教育指導課が行っています。

(7) 助産施設入所

母子保健上助産施設への入院が必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産ができない妊産婦へ助成します。（非課税世帯が対象）

助産施設： 沖縄県立南部医療センター・子ども医療センター、沖縄赤十字病院、沖縄協同病院、南部徳洲会病院、那覇市立病院、琉球大学医学部附属病院等

	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (H31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
入所決定件数	1	2	0	0	1	0

(8) 里親制度(一般社団法人沖縄県里親会にて実施)

里親制度は、児童福祉法に基づき、家庭での養育が困難な子どものために、家庭的な環境を確保し、心身ともに健やかに育てることを目的としています。急増する児童虐待などにより、子どもや保護者、家庭を取り巻く環境が変わっている中、家庭的な環境で養育する里親制度は、家庭的養護の有効な手段として、今後さらに活用を図ることが重要となっています。

◎里親の種類：養育里親、親族里親、専門里親、短期里親等

## 2. 児童扶養手当

父母が離婚したときや、父または母が死亡したり重度の障害者であったり、又は何らかの理由で父母のどちらかと生活を共にしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している父や母又は養育者に支給されます。

### (1) 受給資格者

次の事項に当てはまる児童（この場合の児童とは、18歳に達した以降の最初の3月31日までの間にある者を言います）を監護している父または母、それにかわってその児童を養育している人に支給されます。なお、児童が心身に中程度以上の障害を有する場合は20歳になる月まで手当が受けられます。

- ①父または母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害にある児童
- ④父または母の生死があきらかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで生んだ児童
- ⑧父母とも不明である児童（遺児など）

※ 次の場合は、手当を受けることが出来ません。

- ①手当を受けようとする人、及び児童が日本国内に住所を有しない場合
- ②児童が児童福祉施設（母子寮・保育所・通園施設を除く）への入所、又は里親に委託されている場合

※ なお、平成15年4月1日より児童扶養手当の支給要件の認定に係る請求期限（5年）が廃止されました。但し、平成15年4月1日以前に支給要件該当日から5年を経過している場合は引き続き請求権はありません。

### (2) 児童扶養手当の額

（令和5年4月1日現在）

区分	全部支給者	一部受給者
児童1人	月額44,140円	44,130円～10,410円※
児童2人	上記金額に10,410円～5,210円加算※	
児童3人目以降	1人につき6,240円～3,130円ずつ加算※	

※ 所得に応じて手当が制限されることがあり、適用期間はその年の8月から翌年の10月までです。

### (3) 児童扶養手当の支給

1月～2月分の手当	・・・	3月11日
3月～4月分の手当	・・・	5月11日
5月～6月分の手当	・・・	7月11日
7月～8月分の手当	・・・	9月11日
9月～10月分の手当	・・・	11月11日
11月～12月分の手当	・・・	1月11日

※ 11日が土・日及び祝日の場合は、その直前の日が支払日となります。

### (4) 児童扶養手当受給者数

（単位：人）

年度	離婚	死亡	障害	遺棄	拘禁	未婚	その他	計
平成30年度	533	12	9	1	0	61	31	647
令和元年度（H31年度）	509	11	9	1	0	57	31	618
令和2年度	508	10	8	1	0	65	29	621
令和3年度	522	7	8	0	0	71	30	638
令和4年度	510	7	9	1	0	66	28	622

（令和5年3月末現在）

### 3. 特別児童扶養手当

身体や精神に障害を有する20歳未満の児童に対し手当を支給することによって、その児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

#### (1) 受給資格

手当を受けることができる人は、身体や精神に別表に該当する程度の障害がある児童の父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人です。

※ 次の場合は支給されません

- ①児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ②児童が日本に住所を有しないとき
- ③手当を受けようとする本人、その配偶者、同居の扶養義務者の所得が所得制限限度を超えるとき

#### (2) 特別児童扶養手当の額

(令和5年4月)

区分	1級	2級
児童1人	月額53,700円	月額35,700円
児童2人	上記金額に10,410円～5,210円加算※	
児童3人目以降	1人につき6,240円～3,130円ずつ加算※	

※ 所得によって手当が制限されることがあります。

※ 所得の制限額はその年の8月から翌年の7月まで適用されます。

#### (3) 特別児童扶養手当の支給

- 12月～ 3月分の手当 . . . . . 4月11日
- 4月～ 7月分の手当 . . . . . 8月11日
- 8月～ 11月分の手当 . . . . . 11月11日

※11日が土・日曜日及び休日の場合は、その直前の日が支払日となります。

#### (4) 特別児童扶養手当受給者数

(単位：人)

年度	肢体 不自由	聴覚 障害	視覚 障害	知的 障害	内部 障害	精神 障害	重複 障害	その他	計
平成30年度	22	2	2	89	13	79	4	6	217
令和元年度 (H31年度)	24	2	2	96	15	102	16	6	263
令和2年度	12	2	2	137	6	152	3	7	321
令和3年度	14	1	2	137	3	174	3	10	344
令和4年度	15	1	2	125	11	166	3	0	323

(令和5年3月末現在)

別表（児童障害の程度）

1 級	2 級
<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</p> <p>二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</p> <p>2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</p> <p>3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 両上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>7 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>11 身体の機能の障害若しくは、病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>	<p>1 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p> <p>2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>3 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4 そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6 両上肢の親指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>7 両上肢の親指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>9 一上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>11 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>13 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>14 体幹機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>17 身体の機能の障害若しくは、病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>

## 4. 母子父子福祉及び寡婦福祉

すべての母子家庭には、児童がその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母及び父の健康で文化的な生活が保障されるものとし、寡婦にも同様な保障がされ、その生活の安定と向上のために必要な施策を行っています。母子（父子）家庭及び寡婦の充実を図ることを目的としています。

### (1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

母子・父子・寡婦家庭の経済的自立を図る制度として、母子寡婦福祉対策で重要なものです。福祉資金の貸付手続きはこども相談課で行うが、貸付制度の運用については、都道府県が特別会計を設けて貸付を行っています。その財源としては国及び都道府県が繰り入れる原資と償還金等が当てられます。

(単位：千円)

種 類	対 象 者									
	20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない者									
母子・父子福祉資金貸付	20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない者									
寡婦福祉資金貸付	20歳以上の子を扶養している配偶者のいない女性や扶養する子のいない寡婦（かつて母子家庭の母だった女性）									
	※貸付の内容により提出書類が異なります こども相談課までお問い合わせ下さい。									
資金別	平成30年度		令和元年度 (H31年度)		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	母子(寡婦)・父子		母子(寡婦)・父子		母子(寡婦)・父子		母子(寡婦)・父子		母子(寡婦)・父子	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	6	15,575	0	0	4	10,411	8	20,761	6	15,862
技能習得資金	0	0	0	0	1	1,756	0	0	0	0
修業資金	1	1,632	0	0	1	1,632	0	0	0	0
就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	7	3,020	0	0	4	1,182	8	2,056	4	1,790
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活資金	0	0	1	300	0	0	0	0	0	0
合計	14	20,227	1	300	10	14,981	16	22,817	10	17,652
内訳(母子)	10	13,215	1	300	9	13,349	16	22,817	10	22,817
内訳(寡婦)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内訳(父子)	4	7012	0	0	1	1,632	0	0	0	0

## (2) 母子及び父子家庭等医療費助成事業

市内に住所があり、医療保険法の規定による被保険者、被組合員または被扶養者となっている、母子及び父子家庭の親子へ医療費の一部を助成します。但し、請求者、又は同居の扶養親族の所得が限度額を超えた場合は助成を受けることができません。(H30.8月より自動償還払いを導入)

種類		対象者	請求に必要な物
通院	1人1ヶ月1診療機関につき、1,000円を超える分を助成(一部自己負担分有り)	①母子家庭の母と児童 ②父子家庭の父と児童 ③父母が死亡した児童または養育する父母がいない児童 ※児童とは18歳までの子どもで、18歳に達した日の属する年度の末日まで	①医療費助成受給者証 ②健康保険証 ③医療費点数が記入されている領収書
入院	一部自己負担分無	同上	同上

※医療費は各医療保険診療に係る自己負担分から一部負担金を控除した額が対象となります。

○受給者数

(単位：人)

年度	母子家庭		父子家庭		扶養者家庭 児童	計		年間延べ支給件数	
	母	児童	父	児童		父母	児童	父母	児童
平成30年度	580	995	79	132	16	659	1,143	4,499	4,352
令和元年度 (H31年度)	503	869	70	108	15	573	992	3,606	3,610
令和2年度	484	843	54	86	13	538	942	3,632	2,851
令和3年度	401	509	29	50	8	430	567	3,635	2,973
令和4年度	490	834	53	79	12	543	925	3,520	1,158

## (3) 母子家庭等日常生活支援事業(生活支援・子育て支援)

母子家庭、父子家庭及び寡婦が疾病等の理由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、若しくは日常生活を営むのに支障がある家庭に家庭生活支援員を派遣し母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活安定を図ります。

※令和4年4月より自己負担区分が廃止となりました。ひとり親家庭及び寡婦(かつて母子家庭だった寡婦)の方はどなたでもご利用になれます。

対 象	支援の内容	手続きに必要なもの
自立促進に必要な事由や社会的事由により、一時的な介護、保育などの支援が必要な母子、父子家庭及び寡婦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の保育</li> <li>・技能取得のための通学や就職活動の際の保育サービス</li> <li>・病後児保育、医療機関等との連絡</li> <li>・その他一時的な子育て支援</li> </ul>	母子家庭、父子家庭又は寡婦であることを証明する書類(児童扶養手当証書、母子医療証、住民票謄本等の写し)

申請人資格等(所得制限あり)、手続きに関してはこども相談課までお問い合わせ下さい。

①派遣対象は、一時的に支援を必要とする事由が生じている場合です。継続的に支援契約を結ぶものではありません。派遣回数は原則として年間24回を限度としていますが、状況を判断のうえ対応いたします。

②下記の場合は、派遣することができません。

- ・支援内容が専門的技術を要する場合（重度の障害や病気の方の介護など）で、家庭生活支援支援員では対応困難と判断されるとき。
- ・緊急時や、家庭生活支援員の都合がつかない場合（当日の派遣はできません）

○南城市母子寡婦福祉会

南城市に居住する母子家庭及び寡婦家庭の自立を助長し、会員相互の親睦と福祉の向上を図ることを目的とします。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
母子寡婦会員	62	64	50	42	52
内（母子）	45	54	41	32	41
内（寡婦）	17	9	9	10	11
内（父子）	0	1	0	0	0

**(4) 高等職業訓練促進給付金事業**

ひとり親家庭の生活の負担の軽減を図り、資格取得を促進することを目的に、就業に結びつきやすい資格（看護師・介護福祉士等）を取るために1年以上の養成機関等で修業する場合、修業期間の一定期間、高等職業訓練費促進費を支給します。

<対象となる方>

南城市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で次の要件を満たす方

- ①児童扶養手当の受給者又は、同等の所得水準にある者
- ②対象資格を取得するため養成機関にて1年以上修業し、資格の取得が見込まれる者
- ③就業又は、育児と修業の両立が困難であると認められる者
- ④過去に訓練促進費及び一時金を受けたことがない者

<支給期間と支給額>

訓練促進費と修了支援給付金

- ①訓練促進費の支給の対象となる期間は、養成機関において修業する機関の全期間（上限4
- ②修了支援給付金の支給は、修了日を経過した日以後に原則として1回とする。

訓練促進費	非課税世帯で月額	100,000円
	課税世帯で月額	70,500円
(最終学年次)	非課税世帯で月額	140,000円
	課税世帯で月額	110,500円

- ③訓練を修了すると、修了支援給付金も支給されます。

修了支援給付金	非課税世帯で50,000円
	課税世帯で25,000円

○高等職業訓練促進給付金支給状況(平成22年度より新規事業)

	令和元年度 (H31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給決定人数	2人	1人	5人	3人
支給総額	3,460,000円	1,200,000円	5,444,500円	4,080,000円

## (5) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に必要な資格や技能を身に付けるために指定教育訓練講座を受講・修了した場合、その費用の一部が支給されます。

<対象となる方>

母子家庭の母又は父子家庭の父で下記要件を全て満たす人

- ①児童扶養手当の受給者又は、同等の所得水準にある者
- ②適職に就くために教育訓練を受けることが必要であると認められること
- ③原則として、過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと

<対象講座>

- ①雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座
- ②就職に結びつく可能性の高い講座で、国が別に定める講座

<支給額>

対象教育訓練の受講のために支払った費用（受講料）の60％に相当する額で、上限20万円とする。（雇用保険法に基づく一般教育訓練給付金の支給を受けることのできる者は、その支給額との差額を支給）

※受講料が、12,000円未満の場合は対象外になります。

## (6) ひとり親家庭等認可外保育施設利用料補助事業

認可保育所に入園できず、認可外保育施設を利用しているひとり親家庭に対して、利用料の負担を軽減することにより、生活の安定と自立の促進を図ります。

<対象となる方>

ひとり親家庭の母又は父で下記要件を全て満たす人

（ただし、幼児教育・保育無償化の対象となる子どもの保護者を除く）

- ①児童扶養手当の受給者又は、南城市母子及び父子家庭等医療費助成事業の受給者
- ②南城市に保育の必要性の認定を申請し、その認定を受けた子どもの保護者
- ③認可保育園の利用申し込みを行ったが、定員に空きがない等の理由により認可外保育施設を利用している子どもの保護者

<補助額>

入所している認可外保育施設が定める利用料から、子ども・子育て支援法に基づき市が定める利用者負担額を控除した額（上限33,000円）

	令和元年度 (H31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	9人	1人	4人	0人
支給総額	1,208,600円	211,400円	513,300円	0円

## (7) ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料補助事業

ひとり親家庭等または生活保護世帯における児童クラブ利用料の負担を軽減することにより、児童の健全な育成を図るとともに、当該家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的とする。

<対象となる方>

南城市内に住所を有し、次の要件のいずれかを満たす人

- ①児童扶養手当受給者または母子及び父子家庭等医療費助成受給者
- ②生活保護受給者

<補助額>

児童が利用する児童クラブが定める保育料及び利用料の2分の1の額  
(ただし、上限月額5,000円)

	令和元年度 (H31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	115人	114人	115人	124人
支給総額	5,493,250円	5,375,000円	5,325,250円	5,687,000円

## 5. ファミリーサポートセンター事業

地域で育児のサポートを行いたい者と育児のサポートを受けたい者が行う会員制相互援助活動により、市内で子育てを行っている家庭が安心して生活できる社会を構築するとともに、仕事と育児を両立できる環境を整備し、もって児童福祉の向上及び労働者福祉の推進に資することを目的とします。

※令和4年度より社会福祉協議会からこども相談課へ移行事業

会員の要件： (ア)会員は、市内居住の20歳以上でセンターが指定する講習を受講した方  
(イ)依頼会員は、市内に居住又は勤務する方で0歳～小学校6年生までの子どもを育児している方

費用： 平日の月曜日から金曜日の7時から19時の間は1時間につき600円。左記以外の平日時間外又は土曜日、日曜日は1時間につき700円。その他費用としておやつ代等が加算されることがあります。

登録状況

(単位：件)

会員種別	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年度対比
サポート会員	109	110	79	81	2
依頼会員	376	408	440	484	44
両方会員	27	33	31	31	0
合計	512	551	550	596	46

事業内容

会員種別	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	前年度対比
養成講座	1回 (8人)	1回 (5人)	1回 (6人)	1回 (3人)	-3人
スキルアップ研修	2回 (15人)	2回 (17人)	1回 (12人)	2回 (9人)	-3人
サポーター活動実績	636	265	240	245	5人

